

選挙運動用自動車使用証明書
(燃 料)

令和 6 年 月 日

令和 6 年 7 月 28 日執行 登別市長選挙
候補者

次のとおり選挙運動用自動車の燃料の供給を受けたものであることを証明します。

記

燃料供給業者の氏名 又は名称及び住所並 びに法人にあっては その代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙 運動用の自動車の登録番 号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		リッ トル	円	
年 月 日		リッ トル	円	
年 月 日		リッ トル	円	
年 月 日		リッ トル	円	
年 月 日		リッ トル	円	
年 月 日		リッ トル	円	
年 月 日		リッ トル	円	
計		リッ トル	円	

備 考

- この証明書は、燃料の供給の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」、「燃料供給量」及び「燃料供給金額」欄には、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が、登別市に支払いを請求するときは、この証明書及び供給伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、登別市に支払いを請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。ただし、1 日当たりの限度額は 7,700 円までです。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。